

令和6年度 南区役所  
会計年度任用職員（専門職・一般事務補助：実績払い）の  
登録者募集について

新潟市南区役所健康福祉課では、乳幼児の健診やがん集団検診などの保健福祉業務に従事していただく実績払いの会計年度任用職員（保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、一般事務補助）を随時募集しています。

依頼する業務が発生した段階で、登録された方の中から適性或能力等を判断し、採用することを目的としています。

任用期間	業務上、必要な期間（最長で年度末まで）
業務内容	健康診断、健康相談、健康教育等の業務 ほか
勤務地	白根健康福祉センター、味方健康センター、月潟健康センター 南区内の公共施設 ほか
応募資格	<p>一般事務補助を除く専門職は、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士のいずれかの資格を有する人。ただし、次のいずれかに該当する人は登録申し込みができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・新潟市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者</li> <li>・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</li> </ul>
応募方法および 申込み方法	<p>会計年度任用職員として勤務を希望する方は、<b>事前に南区健康福祉課（025-372-6375）へ電話連絡のうえ、下記の提出書類を南区健康福祉課（健康増進係7番窓口）に持参してください。提出時に面接を行います。</b>なお、面接の結果によっては登録されない場合がありますので、ご承知おきください。</p> <p>※南区役所会計年度任用職員登録用紙の有効期間は、登録された年度の年度末までとなります。</p> <p>※任意の履歴書では受付できません。</p> <p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度南区役所会計年度任用職員登録用紙</li> <li>※注意：専門職用と一般事務補助用がありますので、該当する登録用紙をホームページから印刷して使用してください。</li> <li>・専門職は資格免許を取得したことが分かる書類（免許証）の写し</li> </ul>
採用について	<p>採用の必要がある時に連絡いたします。採用されて初めて会計年度任用職員となりますので、登録した後の市役所以外の求職活動に制限はありません。</p> <p>なお、登録された方全員が採用されるとは限りませんのでご了承ください。</p>

【標準的な会計年度任用職員の勤務条件（令和6年4月1日現在）】

(1) 報酬	保健師 時給 1,291 円～1,490 円 助産師 時給 1,291 円～1,490 円 看護師 時給 1,291 円～1,456 円 歯科衛生士 時給 1,054 円～1,297 円 一般事務補助 時給 987 円～1,112 円 ※時給には地域手当を含みます。 ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬額を決定します。
(手当相当分)	時間外勤務手当、通勤手当 等 ※期末手当は一定の要件を満たす場合に支給します。
(2) 勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分間の 1 時間～7 時間程度 ※勤務日は健診等の実施日となり、曜日や時間は変動します。また、勤務をお願いする日も月 1 回程度から年数回など変動します。 ※勤務月の前月 5 日までにシフト表により勤務日・時間を通知します。
(3) 休日	土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ※健診の日程や勤務先により異なる場合があります。
(4) 休暇	年次有給休暇（任期と週当たりの勤務日数に応じて付与されます） 特別休暇（忌引き等）
(5) 社会保険	任用当初の勤務条件により、健康保険・厚生年金保険・雇用保険などに加入となり、保険料の負担が発生する場合があります。
(6) 公務災害	新潟市の条例による公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれか（勤務する所属により異なります）が適用されます。
(7) 服務	地方公務員法に既定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など）</li> <li>・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合</li> <li>・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合</li> </ul>

※上記の条件はあくまでも標準的な例であり、配属される所属等により異なる場合があります。

【問い合わせ先】

南区役所 健康福祉課 健康増進係

[電話] 025-372-6375（直通）

[FAX] 025-372-4033

[メール] [kenko.s@city.niigata.lg.jp](mailto:kenko.s@city.niigata.lg.jp)